

診療所（医科・歯科） 個人開設に必要な書類

1	開 設 届（法人開設の様式と異なりますのでご注意ください！）
2	周囲見取り図
3	敷地平面図 【注】公図・測量図等、当該敷地の境界線と周辺道路等との関係が明確な図面
4	診療所の平面図 【注】各室の用途（診察室、待合室等）
5	建物・土地の登記簿謄本（登記事項証明書） 【注】敷地の面積、建物全体の延面積がわかる書類、所有者等が明記された書類
6	建物を賃借する場合は賃貸借契約書の写し 【注】開設者と建物所有者との契約内容がわかる書類 （建物が転貸されている場合は、現契約書の写しも必要となり、転貸の承諾書必要です） 診療所として使用可能か明記された書類、診療所部分の面積がわかる書類
7	管理者（開設者）の免許証の写し・臨床研修修了登録証※の写し 【注】免許証・臨床研修修了登録証ともに原本照合のため本証を持参してください。 ※臨床研修修了登録証は医籍登録年月日が平成 16 年 4 月 1 日（歯科医籍登録年月日は平成 18 年 4 月 1 日）以降の場合必ず添付してください。
8	管理者（開設者）の履歴書 処分歴の有無と、最後の履歴に「〇〇診療所開設管理者就任」を記載。
9	従事する医師又は歯科医師の免許証の写し・臨床研修修了登録証※の写し 履歴書 最後の履歴に「〇〇診療所入職」と記載。
10	その他・薬剤師・助産師が従事する場合：免許証の写し（要原本照合） 履歴書 ・麻酔科標ぼうの場合：麻酔科標ぼう許可証の写し ・管理者が他院で勤務する場合：診療所開設（管理）承諾（証明）書等
1～10 を各 2部ずつ ご用意ください。	

【その他の留意事項】

- ・清潔保持並びに衛生上、防火上及び保安上安全に関する設備要件があるため、事前相談を推奨しています。
- ・エックス線装置がある場合は、診療用エックス線備装置付届を2部ずつ提出してください。
- ・市内で診療所を移転する場合でも、前診療所の廃止届及び新住所の開設届が必要です。